

社会保険料負担と金融所得

東京財団 シニア政策オフィサー **森信 茂樹**

昨年までは「所得税の壁」が大きな問題となっていたが、今年には社会保険料負担が高すぎるといふ論調に変わり、保険料の軽減が大きな課題となっている。この関連で、国民会議の有識者会議でも、給付付き税額控除を活用した社会保険料負担の軽減が主張されている。

一方で、社会保険料負担について、所得(収入)だけでなく資産や資産所得も勘案すべきだといふ考え方が根強く主張されてきた。高齢者になれば収入は年金になるが、一般的に勤労世代より資産を多く持ち、資産所得もそこそこある。負担に余裕のある彼らに追加で負担してもらおう、そのことが現役世代の社会保険料負担の軽減にもつながるといふ考えで、もったもな話だ。

このような「年齢ではなく能力に応じた負担」は、これまで何度も課題とされてきた。骨太方針2015で初めて、「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、……医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実

施上の課題を整理しつつ、検討する」とされた。

もう一つ問題となっているのは、配当所得や譲渡所得(以下、金融所得)について申告すれば所得に反映されるが、申告不要(特定口座、源泉徴収あり)の場合は所得に含まれないという点だ。金融所得を損益通算する必要などから確定申告すれば、社会保険料の負担が増えるという不公平な事態が生じている。

そこで23年12月に決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」では、医療・介護制度等の改革について「能力に応じた全世代の支え合い」として「医療・介護保険の保険料算出の基準になる所得に金融資産からの所得(金融所得)の勘案」と、「医療・介護保険における金融資産等の保有状況の反映」の2点について2027年度までに結論を出すことが閣議決定された。

この状況を受けて政府は2026年3月に「健康保険法等の一部を改正する法律案」を通常国会に提出した。法案には、後期高齢者医療制度において、申告不要など確定申告をしていない金融所得を保険料の算定に反映させるための仕組みが記述されており、以下のとお

りである。

金融機関に対しマイナンバー付きで取引する者の取引情報（法定調書）をデータ化し、民間の認定クラウドに集約することを義務付ける。次に保険者（後期高齢者医療広域連合）が名寄せし個人ごとに金融所得と課税所得を合算し各市町村に送付して新たな保険料が決められる、という具合だ。すべての作業は紙の報告書ベースではなく、クラウド上のデータを活用するので、作業は効率化され正確な算定も可能になる。今後は後期高齢者医療制度だけでなく、国民健康保険や介護保険についても適用を広げていくことが閣議決定されているが、そのためには地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化が必要になる。なおNISA（少額投資非課税制度）に

よる譲渡益や配当は非課税所得なので、保険料の算定対象には含まれない。

問題は、法律の施行目標が5年以内とされていることだ。金融機関から自治体へ金融所得の情報をオンラインで提供する仕組みの構築、システム改修に時間がかかるというのだが、このデジタルの時代にあまりにも遅すぎないだろうか。

さらに「金融資産等の保有状況の反映」も今後の課題とされており、そのためには預貯金口座へのマイナンバー付番が必要になる。預貯金口座への付番は、政治的なハードルの高い課題だが、現役世代の社会保険料負担の軽減のためには、早急に進めていくべき課題と言えよう。



金融庁と東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コードの改訂案を取りまとめた。パブリックコメント（意見公募）の結果を踏まえ、夏までに正式決定する。上場企業は新コードに基づく報告書を遅くとも2027年7月までに提出する必要がある、対応を迫られる。

コードは原則の順守を求め、実施しない場合は説明を要求する「コンプライ・オア・エクスプレイン」を引き続き徹底。改訂案では原則を半分以上減らした上で、「解釈指針」として原則の趣旨や背景を詳細に説

「解釈指針」の影響力は？

明する構成を取った。解釈指針はあくまでも「内容を参照しつつ対応することが期待される」という位置付けだが、実務に大きな影響を与えそうだ。

今回の改訂には、配当などによる過剰な株主還元をけん制し、企業の経営資源を成長投資に振り向けるよう促す狙いがある。特に注目を集めた現預金の有効活用を巡る記載は、解釈指針に書き込まれたものだ。原案では当初、具体例として現預金のみが例示されていたが、有識者会議メンバーからは「現預金のみ取り上げて検証・説明を推奨することは、企業の自主性・自律性を阻害する」、

「経営資源があたかも現預金しかないような誤解を招く」といった批判が出た。最終案では不動産などの実物資産にも言及しており、一定の譲歩がなされたと言えよう。

有価証券報告書の開示については株主総会前の開示を改めて要請し、解釈指針では「開催日の3週間以上前に提出することが最も望ましい」と時期の目安まで示した。一方、「当面の留意事項」として、「（3週間以上前の開示は）実務運用からすると必ずしも容易ではない」とも指摘。企業側の負担に理解を示しつつ、事業報告との一本化を進める方針も併記する形での決着となった。